

議会受付番号	鎌議第 1171 号
質問者	上畠 寛弘議員
答弁する者	市長（防災安全部 危機管理課）

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第7条第3項（鎌倉市議会会議規則第105条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

鎌倉市を含む横田基地の有視界飛行訓練エリアについて

2 質問の要旨

1. 国と鎌倉市は対等と市長は考えるか。
2. 赤松正博議員のオスプレイ配置等の一般質問に係り、市の見解を質したい。
9月3日に赤松議員が配布した資料、しんぶん赤旗 2015年5月24日号によれば、横田基地にオスプレイを配置する計画を紹介する記事の中で、有視界飛行訓練エリアに鎌倉市も含まれるが、市長の見解はあるか。
3. 平成27年9月14日時点で、市長はオスプレイ配置について、職員に調査させたのか。外務省、防衛省、アメリカ軍に問い合わせたか。
本記事（しんぶん赤旗 2015、5、24号）を事実と受け止めるか。
4. 鎌倉市長として、日米安全保障条約に賛成の立場か。
日本国民である鎌倉市民を守る為、日米安保は必要と考えるか。
5. 鎌倉市長として、横田基地へのオスプレイ配置の賛否は如何か。
6. オスプレイの試乗を周辺自治体の首長に対して提案したように、鎌倉市長として試乗の提案があれば、米軍に対してもしくは自衛隊に対して、拒絶、拒否するか。

3 答弁

1. 国と本市とは対等であると考えております。
2. 横田基地にオスプレイを配置する計画及び有視界飛行訓練エリアについては、現在のところ、本市に対して国や神奈川県からは情報の提供はありません。
オスプレイの情報については、引き続き注視してまいります。
3. オスプレイの配置について、職員に調査させていませんし、外務省等に問い合わせもしていません。また、しんぶん赤旗の記事が事実かどうかの確認は行っていません。
4. 国防は、国の所管事項であると認識していますので、答弁を控えさせていただきます。

5. 国防は、国の所管事項であると認識していますので、答弁を控えさせていただきます。
6. 提案があった際に判断します。